

提出書類確認用チェック表（令和5年度調理師試験）

提出書類の最終確認のチェック表としてご利用ください。このチェック表自体は提出していただく必要はありません。

また、**提出書類の詳しい説明は必ず試験案内を参照してください。**

※書類が揃わない場合や書類に不備がある場合は、受験できませんのでご了承ください。

☆今回初めて受験される方

調理師試験受験願書

奈良県収入証紙6,100円を貼ってください。貼れない場合は同封してください。

※収入印紙とは異なります。収入証紙です。

収入証紙の直接の購入方法、または郵送での購入方法は県ホームページに掲載しています。

写真（縦4.5cm×横3.5cm）

調理業務従事証明書

証明者となるのは、従事証明書に記載されている施設の営業許可の名あて人です。給食施設の場合は、営業届の届出者による証明も可能です。（記載方法等は**必ず試験案内を参照してください。**）

例：営業許可証の氏名の欄が「〇〇株式会社」になっている場合は、「〇〇株式会社」の代表取締役等のみが証明可能。店長の名、印での証明は不可。

印鑑証明書（コピーは不可）

調理業務従事証明書の証明者が個人の場合、または、法人が法務局に登記された印鑑を用いる場合は添付が必要です。

卒業証明書（原本）

取得方法は卒業された学校に問い合わせて下さい。

卒業証書は無効です。必ず証明書を取得してください。

戸籍抄本等（コピーは不可）

婚姻等により、調理業務従事証明書や卒業証明書に記載されている氏名が現在と異なる場合は提出してください。

（次のページへ続く）

☆平成 30 年度以降に奈良県が実施した調理師試験の不合格者または欠席者

- 調理師試験受験願書
奈良県収入証紙 6,100円分を貼ってください。貼れない場合は同封でもかまいません。
※収入印紙とは異なります。収入証紙です。
- 写真（縦 4.5cm×横 3.5cm）
- 平成 30 年度以降の奈良県調理師試験の受験票（不合格通知ではありません）
奈良県以外の試験の受験票はすべて無効です。関西広域連合等の受験票も無効です。
- 受験票に記載されている氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本等